## 昭和二十七年政令第二百十一号 貸付信託法施行令

を制定する。 十五号)第十四条第三項の規定に基き、この政令 内閣は、貸付信託法(昭和二十七年法律第百九

第一条 貸付信託法(次条において「法」とい とする。 の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり 条第一項の規定を準用する場合におけるこれら 九十条第二項第二号、第百九十九条及び第二百 ついて信託法(平成十八年法律第百八号)第百 う。) 第八条第五項の規定において貸付信託に (貸付信託について準用する信託法の読替え)

る信託法れる字句 読み替え読み替えら読み替える字句 の規定

条第二項を 第百九十電磁的記録電磁的記録(電子的方式 第百九十受益権 (第受益権 第二号 覚によっては認識するこ磁気的方式その他人の知 用に供されるものとして れる記録であって、電子とができない方式で作ら いう。以下同じ。)を 内閣府令で定めるものを 計算機による情報処理の

(経過措置)

2 この政令の施行の日から二年を経過する日ま らず、当該特別留保金に係る貸付信託の元本の 度及び積立の方法に関する政令の規定にかかわ る特別留保金の金額は、改正後の貸付信託法第 での間は、貸付信託法第十四条第一項に規定す 度として、当該貸付信託の元本の総額の千分の 総額の千分の十七・五に相当する金額までを限 五に相当する金額を超えることができる。 十四条の規定により積み立てる特別留保金の限

## (平成一九年七月一三日政令第1

〇 八 号 則 抄

第一条 この政令は、 する。 信託法の施行の日から施行

(施行期日)

総額の千分の五に相当する金額を超えることと の千分の四十に相当する金額以下とする。ただ る金額以上であつて、かつ、当該信託報酬の額算すべき信託報酬の額の千分の二十五に相当す て積み立てるべき金額は、当該収益について計 特別留保金の金額が当該貸付信託の元本の

第二条

(特別留保金)

託の収益の計算の時期ごとに、特別留保金とし

法第十四条第一項の規定により、貸付信

第二百条第二項の定九条及び百八十五条

一項

益権を除く めのある受

なつてはならない

この政令は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成八年三月二九日政令第七三

(施行期日)

この政令は、 公布の日から施行する。

1